改正前	改正後	備考
	P. 4	最新版に改定令和2年2月27日改定

2.5 松浦市前水装提の構造および材質に関する規定	改正後	改正後	備考	
対 記	5 松浦市給水装置の構造および材質に関する規定 使用:	の構造および材質に関する規定 使用禁止管	管削除	
対	種類 規格 その他	規格 その他		
### 19 1				
WA	亜鉛メッキ鋼管 日本工業規格 (JIS) 日本水道協会検査合格品	日本工業規格(JIS) 日本水道協会検査合格品		
#田 - テイング間 同 上 同 上 同 上 同 日本工業規格 (JIS) 日本水温協会機会合格品				
一次質価化ビニール管 日本工際規格 (J I S)	* y yra sa			
耐力能性 日本水道協会規格 (JW				
対	日本水道協会規格(JWWA)	日本水道協会規格(JWWA)		
	「硬管恒ルビニール管線手 日本工業規格(S) 日本水道協会権査合格品	-ル管継手 日本工業規格 (JIS) 日本水道協会検査合格品		
世	的衝擊性便員項化と——ル宮松手 日本小坦勝宏茂格 (JWWA) 日本小退勝云俠重古格面			
耐御野性研究性化 日本水道協会提絡(JW 同 上 日 上 日本水道協会模当合格品 日本水道協会模型合格品 日本水道協会を検討を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を	日本水道協会規格(JWWA)日本水道協会検査合格品	日本水道協会規格(JWWA)日本水道協会模盘合格品		
類	せ 特殊給水せん 日本工業根格(川S) 日本水道協会検査会格品			
せ 替 通 納 水 せ ん 日本工業規格(JIS) 同 上 特 誌 詰 水 せ ん 同 上 同 上 同 上 の か が か またもの 上 の か が か か か か か か か か か か か か か か か か か	短期 サドル分水せん 日本水道協会規格(JWWA)日本水道協会検査合格品	日本水道協会規格(JWWA) 日本水道協会検査合格品		
特 計 給 水 せん 同 上 サ ドル分水 せん 日本水道協会規格(JW 同 上 類 弁 日本工環規係(JIS) 両 大台 株本 投 登 却 具 日本水道協会型式承認登録表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	弁 日本工業規格 (JIS) 松浦市が指定したもの	日本工業規格 (JIS) 松浦市が指定したもの		
ル サドル分水 せん 日本水道協会規格(JW 国 上 WA) (1)	そ 給水装置器具 されたもの	されたもの		
	他 松浦市が指定したもの	松浦中が指定したもの		
投稿が指定したも	PEARITY SEC OF GO	Parenta and Color of		
松間市が指定したも				
0 1-9-4702				
態 弁 ボ ツ タ ス				

	改正前		改正後	備考
P.7~P.28	第 3 章 給水装置の設計	P.6~P.30	第3章 給水装置の設計	第3章3.1~3.2削除 改正後3.1~3.3まで 参考資料 厚生労働省データベース他
P.29	 直結の禁止 当該給水装置以外の水管、その他の設備に直接連結されていないこと。 (水道法施行令第4条第6号) 井水、雑用水等、他の給水源との直結、その他、機械装置など給水用具と言えない設備(承認されてない用具を含む)との直結は禁止する。なお、水槽以下において井水と上水を混用することは水質保全上好ましくない。 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。 (水道法施行令第4条第3号) 給水管にポンプを直結すると、吸引により配水管内の流速が乱れて水が汚染されたり、水圧を低下させる等附近の給水に支障をきたす恐がある。又、ポンプが急激に停止すると管内に水撃作用を生じ管が破裂したり継手がはずれ、又、水道メーターの破損など事故を起す恐れがあるので避けなければならない。 	P.31	 直結の禁止 直結の禁止当該給水装置以外の水管、その他の設備に直接連結されていないこと。(水道 法施行令第6条第1項第6号) 井水、雑用水等、他の給水源との直結、その他、機械装置など給水用具と言えない設備(承認されていない用具を含む)との直結は禁止する。なお、水槽以下において井水と上水を混用することは水質保全上好ましくない。 配水管の水圧に影響を及ばす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。(水道法施行令第6条第1項第3号) 給水管にポンプを直結すると、吸引により配水管内の流速が乱れて水が汚染されたり、水圧を低下させる等付近の給水に支障をきたす恐れがある。又、ポンプが急激に停止すると管内に水撃作用を生じ管が破裂したり継手がはずれ、又、水道メーターの破損等事故を起こす恐れがあるので避けなければいけない。 過大な水撃作用を与える器具類はしようしないこと。 	4条→6条
P.29~P.31	3.5 太陽熱利用温水器取扱い			太陽熱利用温水器 取扱い 削除

改正前								改正後								備考		
P.32	表 3. 3. 1. 配水管から分岐口径及び使用材料表 水川 分。 人 一。 并口径以下。								P.31 3.6 分岐の方法 1. 分岐口径別使用材料は次表によるものとする。 記水管種 配水管口径 分岐口径						表差替			
	配水管理	分岐口径	20##以下	- 25 am	40 mm	50##	75 mm		DIP	75	13 サドル	20 サドル	25 サドル	30 サドル	40 サドル	50 サドル	75	
	劵 鉄 管	<u> </u>	サドル分水栓	サドル分水栓	T字質切込割 T字質	T字管切込 割T字管			DIP	100 150	サドルサドル	サドルサドル	サドルサドル	サドルサドル	サドルサドル	サドルサドル	割丁字割丁字	水道協会認定サドル
		100 mm } 300 mm	*	. "	割T字管	割T 字管	割T字管		SP	40		サドル						増加のため
	石棉セメント質	50 mm	ギボルト T 字 管	ギボルト T 字 管	石綿用丁字管				SP VP	50 40	サドル	サドルサドル	サドル チーズ	チーズ				
		75 AM	石綿用 サドル 分水栓	石綿用 サドル 分水栓	石綿用フラ ンジ付T字 質	石綿用フラ ンジ付T字 管			VP VP	50	サドル	サドル	サドル	チーズ	チーズ	# 1* 0		
	,	100##	,	"		割丁字管	割 T 字管 石組用フラ		VP	75 100	サドルサドル	サドルサドル	サドルサドル	サドルサドル	サドルサドル	サドルサドル	割丁字	
	SSS - 902	150 mm		C.P.W.			ジン村工学質		VP	150	サドル	サドル	サドル	サドル	サドル	サドル	割丁字	
	鋼 管 (ビニールライニン ケ鋼管及合成樹脂が 付強装鋼管を含む)	€ 40 ਜਕ	G P用 サドル 分水栓	G P用 ジョイント チーズ														
		50 am	"	GP用 サドル 分水栓	G P用 ジョイント チーズ													
	硬質塩化ビニール管	40 mm	¥ P.用 サドル 分 水 栓	MC用 ジョイント チーズ			-											
	*	50 mm		¥ F ル サ F ル 分 水 栓	MC ジョイント チーズ													
																		350㎜以下→原則、
P.33	① 給水管は、口径 350m以下の配水管から分岐すること。又、分岐の方向							P.32		管は、原則、碁	基幹管以外	の配水管だ	から分岐で	すること。 ヌ	く、分岐の	方向は配水	管路と	基幹管以外
	は配水管路と	上直角と	すること。				2		旦用	とすること。								 旧簡易水道から上水
								D 00	1) 終み	答の細売物	c +							道へ認可変更された
1. 給水管の埋設深さ 配水管から分岐した鈴水管は、官民境界まで1.2 mの深さに埋設するこ					P.33	33 1)給水管の埋設深さ 配水管から分岐した給水管は、官民境界まで1.2mの深さ(工事実施上やむ)						- やむを	ため。					
					得ない場合にあっては0.6m以下にしないこと)に埋設すること。(道路法施								※原則250mm以上。					
	と。直路	ik 1= 5	e e						行令)									旧簡易水道において
																		は最大管径を基幹管
																		とする。

改正前	改正後	備考
P.34 3. 産、強物等の立上り管、機ばしり管は必ず鋼管を使用すること。なお、露 出配管には保温装置(保温チューブ)を施すこと。	P.33 3)露出配管には保温装置(保温チューブ)を施すこと。	文言一部削除
P.38、P.39 2. (1) 家屋平面図は、(設計書返面の碁盤目)4つ目を1間(1.8 m)とすること。 (2) 配水管の口径、管値及び位置の寸法、給水管の管理、口径を記入すること。 (3) 道路の巾員、歩車道の区分、個別、側溝の有無を記入すること。 (4) 見取図は、右上に書き家屋平面図と同一方位とし、北を上向きとすること。 又、必ず方位矢印を図示すること。 (5) 隣接との境界線を明確にすること。 (6) 給水装置自体に関しては分岐の位置、止水栓、メータの位置、其の他配管の種類、延長(m)、口径(m)、水栓の位置、継手(特に異形継手)等を一見して解るよう記入すること。 (7) 詳細図は、平面図の一部を円で囲み、別に引出し拡大して書くこと。 (8) 同一家主で同一敷地内の家屋に数多く給水装置を設置する場合は、設計書は一枚にとりまとめて作成すること。 (9) 分岐の場合(支管引用)は、本線の配管系統、水栓番号等を記入すること。	P.37 1)配水管の口径、管種及び位置の寸法、給水管の管種、口径を記入すること。 2)道路の幅員、歩車道の区分、種別、側溝の有無を記入すること。 3)見取図は右上に書き家屋平面図と同一方位とし、北を上向きとすること。又、必ず方位矢印を図示すること。 4)給水装置自体に関しては分岐の位置、止水栓、メータの位置、その他配管の種類、延長(m)、口径(m) 水栓の位置、継手(特に異形継手)等を一見して解るよう記入すること。 5)詳細図は、平面図の一部を円で囲み、別に引出し拡大して書くこと。	文言削除1,5,8,9削除
P.39 1 管理の略号表示	P.37 1)管種の略号表示 (1)	表の一部省略

	改正前		改正後	備考	
P.40	(1) 各種工事用に使用するもので、これらの工事等の期間約-3ヶ月とし完成と 同時に撤去する仮事務所、仮作業場、仮宿泊所、仮資材置場、仮店舗等に 使用するもの。	P.38	1)各種工事用に使用するもので、これらの工事等の期間を概ね 6 ヶ月とし完成と同時に撤去する仮設事務所、仮作業場、仮宿泊所、仮資材置場、仮店舗等に使用するものとする。	3ヶ月→6ヶ月	
P.42	 5.4 受付工事の申請は、書類の提出と次に掲げる手数料等の納入後に受付けるものとする。 1. 工事申込者は、申込みの際に設計料、又は設計審査料を納入しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたものはこの限りでない(松浦市水道条例第33条 1項)※ 設計料、又設計審査料は工事申込みを取り消しても週付しない。(松浦市水道条例第33条 2項) 2. 負担金給水装置(臨時用を除く)の新設工事又は増径工事の申込者からは、申込みの際に、負担金を徴収する。(松浦市水道条例第32条の 2) 	P.39 P.39	 5.4 受付 工事の申請は、書類の提出と次に掲げる負担金および手数料等の納入後に受付けるものとする。 1. 負担金 給水装置(臨時用を除く)を新設又は改造(メーター口径を増径する場合に限る。以下同じ。)しようとする者からメーターの口径に応じ申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、管理者が特別な理由があると認めた申請者からは申込み後徴収することができる。(松浦市水道条例第33条) 2. 手数料 工事申込者は、申込みの際に設計審査及び工事検査手数料を納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込後徴収することができる。市長が特別の理由があると認めたときは、それを還付することができる。(松浦市水道条例第34条) 	文言変更 松浦市水道条例よ り	
	イ. 臨時用。ただし、臨時用が 号ヵ月以上になる場合は専用給水装置とみなし て負担金を徴収する。	P.39	(2)臨時用。ただし、臨時用が概ね6ヶ月以上になる場合は専用給水装置とみなして負担金を徴収する。	3ヶ月→6ヶ月	
P.43	5.5 設計、審査	P.39	 5.5 設計、審査 工事の申込みを受付けたときは、工事設計書による現場調査及び提出書類の審査を行うものとする。 1. 給水装置工事費の負担 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修 繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めた者については、市においてその費用を負担することができる。(松浦市水道条例第6条) 	7条→6条	
P.43	3. 竣工検査基準 青浄水圧も割てる ア. 給水装置は、試験水圧 10 %を10分間以上かけた状態で漏水しないこと イ. 管種、管径、延長、埋設管はHIビニール管、壁立ち上り管はライニン ク鋼管、管保護(凍結防止、防食等)、管の配管状態等。	P.40	3. 竣工検査基準 1)給水装置は、試験水圧 1.0Mpa を 10 分間以上かけた状態で漏水しないこと 2)配管状況、管保護(凍結防止、防食等)の確認	文言変更	